

限度額適用認定申請にあたり市区町村役場(所)で  
所得課税証明書等の交付申請をされる皆さまへ

世帯全員（組合員を含む当組合の被保険者全員）分の証明書が必要となります。次表の「診療年月」に対応した「証明書の年度」分について、「必要項目」すべてが記載されている所得課税証明書等を取得してください。

ご不明の点については、当組合あてお問い合わせいただくか、市区町村役場(所)の窓口担当者の方にこの用紙をお見せするなどしてご相談ください。

診療年月	証明書の年度
平成 29 年 8 月 ～ 平成 30 年 7 月	平成 29 年度（平成 28 年中所得）
平成 30 年 8 月 ～ 平成 31 年 7 月	平成 30 年度（平成 29 年中所得）

必要項目
① 総所得額
② 所得控除額の内訳
③ 年税額

市区町村役場(所)のご担当者さまへ

当組合において「国民健康保険限度額適用認定証」を交付するにあたり、その方の世帯全員（当組合の被保険者に限る）の所得を確認する必要があるため、所得課税証明書等の提出をお願いしました。

この用紙をお持ちになられた方に証明書を交付いただく際は、診療年月に対応した年度の、その方の世帯全員（当組合の被保険者となっている方全員）分の所得課税証明書等（上記の必要項目がすべて記載のもの。）を交付していただきますようお願いいたします。

【 お問い合わせ 】

全国土木建築国民健康保険組合  
給付事務センター 給付第一課  
電話 03-5210-4384  
FAX 03-5210-4459

【 申請書送付先 】

〒102-8532

東京都千代田区麹町3の2（麹町共同ビル）

全国土木建築国民健康保険組合 給付事務センター